



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 条例

*51 和歌山県税条例の一部を改正する条例

(税務課)..... 1

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、以下のとおりです。

(1) 事業税

資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度の事業税について、所得割の税率の引下げ並びに付加価値割及び資本割の税率の引上げ等を行うこととしました。(第39条、附則第23項及び改正条例附則第6項関係)

(2) 不動産取得税

ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日に係る特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとしました。(附則第10項の2の2関係)

イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数を緩和する特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとしました。(附則第10項の2の3関係)

(3) 自動車取得税

ア 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっている路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合における非課税措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとしました。(附則第14項の14関係)

イ 環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率の特例措置について、軽減対象を追加することとしました。(附則第15項の2～第15項の4関係)

2 施行期日

平成28年4月1日から施行します。ただし、(1)の改正(改正条例附則第6項に係るものに限る。)は、公布の日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第51号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例 (昭和25年和歌山県条例第37号) の一部を次のように改正する。

第39条第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.5」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の1.9」に、「100分の4.6」を「100分の2.7」に、「100分の6」を「100分の3.6」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.5」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の3.6」に改める。

附則第6項の10中「100分の10」を「100分の20」に改める。

附則第10項の2の2中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第10項の2の3中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「第42条の24第1項第1号」を「同号」に、「においては」を「には」に、「同条第1項」を「同項」に改める。

附則第14項の11中「、附則第14項の12の2及び附則第14項の13の2」、「。次項において同じ」及び「。同項において同じ」を削り、「次項及び附則第14項の12の2第3号」を「次項第3号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成28年度分」に改め、同項第1号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改める。

附則第14項の12、第14項の12の2及び第14項の13を削る。

附則第14項の13の2第2号中「、平成21年天然ガス車基準」を「、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日 (同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにおいて、平成22年10月1日) 以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準 (第4号及び第5号において「排出ガス保安基準」という。) で施行規則で定めるもの (以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)」に改め、同項第3号中「充電機能付電力併用自動車」の次に「 (電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。)」を加え、同項第4号中「エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年法律第49号) 第80条第1号イに規定する消費効率 (以下この号及び次項において「エネルギー消費効率」という。)) が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率 (以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。)) であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの (次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)) に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの (次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。))」に改め、同項を附則第14項の12とする。

附則第14項の13の3中「附則第14項の12の2」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

第61条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
-------------	--------	--------

	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	1万3,800円	7,000円
	1万5,700円	8,000円
	1万7,900円	9,000円
	2万500円	1万500円
	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,200円	1万4,000円
	4万700円	2万500円
第61条第1項第1号イ	2万9,500円	1万5,000円
	3万4,500円	1万7,500円
	3万9,500円	2万円
	4万5,000円	2万2,500円
	5万1,000円	2万5,500円
	5万8,000円	2万9,000円
	6万6,500円	3万3,500円
	7万6,500円	3万8,500円
	8万8,000円	4万4,000円

	11万1,000円	5万5,500円
第61条第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	1万2,000円	6,000円
	1万5,000円	7,500円
	1万8,500円	9,500円
	2万2,000円	1万1,000円
	2万5,500円	1万3,000円
	2万9,500円	1万5,000円
	4,700円	2,400円
	第61条第1項第2号イ	8,000円
1万1,500円		6,000円
1万6,000円		8,000円
2万500円		1万500円
2万5,500円		1万3,000円
3万円		1万5,000円
3万5,000円		1万7,500円
4万500円		2万500円

	6,300円	3,200円
第61条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	4,000円
	1万5,100円	8,000円
第61条第1項第2号ウ(イ)	1万200円	5,500円
	2万600円	1万500円
第61条第1項第3号ア(ア)	1万2,000円	6,000円
	1万4,500円	7,500円
	1万7,500円	9,000円
	2万円	1万円
	2万2,500円	1万1,500円
	2万5,500円	1万3,000円
	2万9,000円	1万4,500円
第61条第1項第3号ア(イ)	2万6,500円	1万3,500円
	3万2,000円	1万6,000円
	3万8,000円	1万9,000円
	4万4,000円	2万2,000円
	5万500円	2万5,500円
	5万7,000円	2万8,500円

	6 万 4, 000 円	3 万 2, 000 円
第 61 条 第 1 項 第 3 号 イ	3 万 3, 000 円	1 万 6, 500 円
	4 万 1, 000 円	2 万 5 00 円
	4 万 9, 000 円	2 万 4, 500 円
	5 万 7, 000 円	2 万 8, 500 円
	6 万 5, 500 円	3 万 3, 000 円
	7 万 4, 000 円	3 万 7, 000 円
	8 万 3, 000 円	4 万 1, 500 円
	第 61 条 第 1 項 第 4 号	4, 500 円
6, 000 円		3, 000 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 ア (ア)	1 万 2, 000 円	6, 000 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 ア (イ)	2 万 2, 000 円	1 万 1, 000 円
	9, 500 円	5, 000 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 イ (ア)	1 万 6, 000 円	8, 000 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 イ (イ)	2 万 3, 600 円	1 万 2, 000 円
	2 万 7, 600 円	1 万 4, 000 円
	3 万 1, 600 円	1 万 6, 000 円
	3 万 6, 000 円	1 万 8, 000 円

	4 万 8 0 0 円	2 万 5 0 0 円
	4 万 6, 4 0 0 円	2 万 3, 5 0 0 円
	5 万 3, 2 0 0 円	2 万 7, 0 0 0 円
	6 万 1, 2 0 0 円	3 万 1, 0 0 0 円
	7 万 4 0 0 円	3 万 5, 5 0 0 円
	8 万 8, 8 0 0 円	4 万 4, 5 0 0 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 イ (エ)	2 万 9, 5 0 0 円	1 万 5, 0 0 0 円
	1 万 3, 0 0 0 円	6, 5 0 0 円
第 61 条 第 2 項 第 1 号	3, 7 0 0 円	1, 8 0 0 円
	4, 7 0 0 円	2, 3 0 0 円
	6, 3 0 0 円	3, 2 0 0 円
第 61 条 第 2 項 第 2 号	5, 2 0 0 円	2, 6 0 0 円
	6, 3 0 0 円	3, 2 0 0 円
	8, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

附則第 14 項の 13 の 3 を附則第 14 項の 13 とする。

附則第 14 項の 13 の 4 を削る。

附則第 14 項の 14 中「においては」を「には」に、「平成 28 年 3 月 31 日」を「平成 29 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 15 項の 2 第 2 号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が 7.5 トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 道路運送車両法第 41 条の規定により平成 28 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定めら

れた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この項から附則第15項の4までにおいて「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。

- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第15項の3第2号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (ア) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。
(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第15項の4第2号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (ア) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。
(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第17項の2第3号中「附則第15項の2第2号ウ又はエ」を「附則第15項の2第2号エ又はオ」に改める。

附則第17項の3第3号中「附則第15項の3第2号ウ又はエ」を「附則第15項の3第2号エ又はオ」に改める。

附則第17項の4第3号中「附則第15項の4第2号ウ又はエ」を「附則第15項の4第2号エ又はオ」に改める。

附則第23項中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」を「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」に、「100分の4.6」を「100分の2.7」に、「100分の2.3」を「100分の0.5」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定については、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）附則第6項の10の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開

始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 4 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第44号）の一部を次のように改正する。
第 2 条のうち和歌山県税条例第39条及び附則第23項の改正規定を削る。
附則第 5 項を次のように改める。

5 削除

附則第 8 項中「に、28年新条例」を「に、附則第 1 項第 3 号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例（以下「28年新条例」という。）」に改める。